

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 伊勢崎市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の除却支援事業	助成	伊勢崎市空き家除却補助事業	市内にある1年以上居住していない、次のいずれかに該当する空き家を除却し、原則として当該空き家の所在する敷地を更地にする工事 ●危険空き家:住宅地区改良法が規定する不良住宅に該当し、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家 ●旧耐震空き家:昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された空き家	本市の市税の滞納がない個人である、空き家の所有者、相続人など	(危険空き家) 500,000円 (旧耐震空き家) 250,000円			令和2年5月11日(月)から7月31日(金)	30件	環境部環境保全課	0270-27-2797	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kankyobu/kankyo_hozen/akiya/1640.html	
空き家の活用支援事業	助成	伊勢崎市空き家改修補助事業	空き家の改修工事を市内に事業所がある事業者が工事を行い、改修した空き家を交流施設や生涯学習施設などの地域活性化を目的とした施設として10年以上活用するもの	空き家の所有者・賃借人、認可地縁団体、NPO法人	2,500,000円			令和2年5月11日(月)から7月31日(金)	1件	環境部環境保全課	0270-27-2797	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kankyobu/kankyo_hozen/akiya/1639.html	
その他		伊勢崎市空き家情報バンク事業	市内に所在する住宅又は併用住宅(住宅で店舗等の用途を兼ねるもののうち、店舗等の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)であって、現に居住の用に供されていないもの(近く居住の用に供されなくなるものを含む。)	空き家の所有者、相続人など						環境部環境保全課	0270-27-2797	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kankyobu/kankyo_hozen/akiya/akiyabank/index.html	